

## 米子市揭示第28号

### 公募型プロポーザル方式に係る手続の執行について

公募型プロポーザル方式に係る手続を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月6日

米子市長 伊 木 隆 司

#### 1 業務の概要

##### (1) 事業名

外国語指導助手配置事業（以下「本事業」という。）

##### (2) 業務内容

- ア 米子市立小学校、米子市立中学校及び米子市日吉津村中学校組合立中学校34校により編成された7グループへの外国語指導助手（以下「ALT」という。）の配置
- イ 米子市教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会が提供する資料に基づく、ALTの配置校、配置スケジュール、指導体制等の企画及び立案
- ウ 各学校での英語指導及び英語活動に関わる業務
- エ 本事業を適切に実施するためのALTへの指導及び助言並びに配置校とのスケジュール、指導等に係る調整

##### (3) (2)に掲げるもののほか、本事業に係る業務の委託の詳細については、別途配布する「外国語指導助手配置業務委託仕様書」に定めるところによる。

##### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

##### (5) 事業費（令和7年度予算額）

37,422,000円（税込）

#### 2 参加資格

本事業について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 米子市指名競争入札登録をしている業者は、米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次に掲げる税の滞納がないこと。

ア 米子市税

イ 消費税及び地方消費税

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(7) 英語指導活動について、令和7年8月1日現在で、3年以上の経営実績を有していること。

(8) 本事業に係る業務に関する詳細なマニュアルを提出することができること。

(9) 所管の官庁に就業規則を提出していること。

### 3 参加の申込み

#### (1) 申込場所

鳥取県米子市錦町1丁目139番地3（米子市ふれあいの里1階）

米子市教育委員会事務局学校教育課

電話番号 0859-23-5431

電子メール gakkyo@city.yonago.lg.jp

#### (2) 受付期間等

令和7年10月6日（月）から10月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (3) 申込方法

申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これらを持参により提出すること。

- ・商業登記簿の登記事項証明書

- ・次に掲げる税の滞納がないことを証する書面（申込日前3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 米子市税（当該税の納税義務がある場合に限る。）

イ 消費税及び地方消費税

- ・米子市税の納税義務がない場合にあつては、市税納付に係る誓約書（別記様式第2号）

- ・役員等調査兼照会承諾書（別記様式第3号）

#### (4) 仕様書等の配布

提出された申込書を確認した結果、参加資格を有すると認められる者（以下「参加有資格者」という。）に対し、「外国語指導助手配置業務委託仕様書」及び提案書の作成に際し参考となる資料を配布する。

#### 4 質問の受付

##### (1) 質問方法及び質問先

3 (1) に掲げる申込場所に対して、電子メールにより行うこと。

##### (2) 受付期限

令和7年10月6日(月)から10月24日(金)午後5時

##### (3) 回答方法

質問内容を取りまとめ、令和7年11月4日(火)までに、全ての参加有資格者に対し、電子メールにより回答する。

#### 5 提案の受付

##### (1) 提案書等の提出

参加有資格者は、次に掲げる書類を市長に提出すること。

なお、提出する書類の様式は問わないが、日本工業規格A列4番縦の用紙に横書きとし、左とじでそれぞれ製本すること。

ア 提案書(次に掲げる事項を記載すること。) 6部

(ア) 会社概要及び経営理念

(イ) 令和7年8月1日現在において雇用しているALTの人数及びALTの派遣分野での実績

(実績がない場合は、英語指導活動についての具体的な実績が分かる資料を提出すること。)

(ウ) ALTの採用の基準及び方法

(エ) ALTの研修体制

(オ) ALTの労務管理及び緊急時対応体制

(カ) 中学校英語指導及び小学校英語指導のカリキュラム及びレッスンプラン(指導案)

(キ) 本事業に係る業務を委託した場合のALTの住居及び通勤プラン(米子市内又は米子市近郊に居住することを原則とする。)

イ 見積書(経費を記載すること。なお、総額のみ記載を可とする。) 2部

##### (2) 提出方法及び提出先

3 (1) に掲げる申込場所に持参すること。

##### (3) 受付期間等

令和7年11月4日(火)から同月10日(月)までの日の午前9時から午後5時まで

##### (4) 参加の辞退について

参加有資格者は、このプロポーザル手続において提案をしない場合は(3)の受付期間の最終日までに、市長に対し、辞退届を提出すること。

## 6 選考

### (1) 選考の方法

米子市外国語指導助手配置事業民間委託に係る選考協議会（以下「選考協議会」という。）が、別に定める評価基準により行う。

### (2) 第1次審査の実施

提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の数が3社を超えた場合に実施する。

なお、提案者の数が3社を超えない場合は、全ての提案者を第2次審査の対象とする。

#### ア 選定方法

提案書の評価に基づき、3社を選定する。

#### イ 審査結果の送付

令和7年11月25日（火）に、全ての提案者に対し、文書により通知する。

### (3) 第2次審査の実施

第1次審査の通過者に対し、プレゼンテーションにより実施する。

#### ア 実施日及び会場

令和7年12月中旬に行う。なお、プレゼンテーションを開催する日時及び会場は、別途、第1次審査の通過者に通知する。

#### イ プレゼンテーション時間

各提案につき40分（提案説明及び質問のための時間を含む。）以内とする。

#### ウ 機器

プレゼンテーションに必要な機器は、提案者において用意すること。

#### エ 注意事項

プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。なお、プレゼンテーションにおいては、提案書では表現することが難しい点又は特に訴えたい点について説明を行うこと。

### (4) 最優秀提案者の選定

選考協議会において、提案された内容について審査し、評価基準に基づく得点結果により、全ての提案者に対して順位付けを行い、最も得点の高い者を最優秀提案者として選定する。

### (5) 選考結果の通知

令和7年12月下旬までに、全ての提案者に対し、文書により通知する。

### (6) その他

参加申込者が1社の場合、上記選考方法による選考の結果、一定の評価点を超えたときに限り、当該参加申込者を優先交渉権者として選定する。

## 7 契約の締結

6（4）により最優秀提案者として選定された者と本業に係る業務の委託契約の締結のための交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、6（4）により付した順位が上位の者から順に、当該契約の締結のための交渉を行う。

なお、本事業に係る令和8年度の予算が成立しない場合には、当該契約を締結しないものとする。

## 8 その他

- （1）プロポーザル手続への参加に係る書類の作成、提出等に要する費用は、全てプロポーザル手続に参加する者の負担とする。
- （2）提出された書類は、法令に定める場合を除き、提出した者の承諾を得ないでプロポーザル手続の目的以外の目的に使用しない。
- （3）プロポーザル手続への参加に係る書類の作成のために米子市又は米子市日吉津村中学校組合（以下「中学校組合」という。）から受領した資料は、米子市又は中学校組合の承諾を得ないで公表し、又は使用してはならない。
- （4）提出された書類は、返却しない。
- （5）提出された書類は、米子市及び中学校組合が本事業に係る業務を委託する業者を選定するための資料であり、その目的の範囲内においては、当該書類についての著作権その他権利の主張は、認めないものとする。